

第8号議案

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

中間市印鑑登録条例（昭和52年中間市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードをいう。）に記録された」を削る。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第49条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

中間市印鑑登録条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者自らが操作することにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。以下この項において同じ。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合において、申請者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。次項において同じ。）を多機能端末機により送信し、申請者が登録者本人であることを証明しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者自らが操作することにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。以下この項において同じ。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合において、申請者は、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードをいう。）</u>に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。次項において同じ。）を多機能端末機により送信し、申請者が登録者本人であることを証明しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>